

1. 調査目的

モニタリング調査は、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）の対象物質及びその候補となる可能性のある物質並びに「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の特定化学物質及び監視化学物質のうち、環境基準等が設定されていないものの、環境残留性が高く環境残留実態の推移の把握が必要な物質を経年的に調査することを目的としている。

※ POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

2. 調査対象物質

平成17年度のモニタリング調査は、POPs条約対象物質10物質（群）（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く。）（以下「POPs」という。）に同条約の対象物質の候補となる可能性のあるHCH類を加えた11物質（群）のほか、2,6-ジ-*tert*-ブチル-4-メチルフェノール、ジベンゾチオフェン及び有機スズ化合物の3物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	調査媒体			
		水質	底質	生物	大気
1	PCB類（1～10塩化物の同族体）	○	○	○	○
2	HCB（ヘキサクロロベンゼン）	○	○	○	○
3	アルドリン	○	○	○	○
4	ディルドリン	○	○	○	○
5	エンドリン	○	○	○	○
6	DDT類 [6-1] <i>p,p'</i> -DDT、[6-2] <i>p,p'</i> -DDE、[6-3] <i>p,p'</i> -DDD、 [6-4] <i>o,p'</i> -DDT、[6-5] <i>o,p'</i> -DDE、[6-6] <i>o,p'</i> -DDD	○	○	○	○
7	クロルデン類 [7-1] <i>cis</i> -クロルデン、[7-2] <i>trans</i> -クロルデン、[7-3] オキソクロルデン、 [7-4] <i>cis</i> -ノナクロル、[7-5] <i>trans</i> -ノナクロル	○	○	○	○
8	ヘプタクロル類 [8-1] ヘプタクロル、 [8-2] <i>cis</i> -ヘプタクロルエポキシド、[8-3] <i>trans</i> -ヘプタクロルエポキシド	○	○	○	○
9	トキサフェン類 [9-1] 2-endo,3-exo,5-endo,6-exo,8,8,10,10-オクタクロロボルナン（Parlar-26）、 [9-2] 2-endo,3-exo,5-endo,6-exo,8,8,9,10,10-ノナクロロボルナン（Parlar-50）、 [9-3] 2,2,5,5,8,9,10,10-ノナクロロボルナン（Parlar-62）	○	○	○	○
10	マイレックス	○	○	○	○
11	HCH（ヘキサクロロシクロヘキサン）類 [11-1] α -HCH、[11-2] β -HCH、[11-3] γ -HCH、[11-4] δ -HCH	○	○	○	○
12	2,6-ジ- <i>tert</i> -ブチル-4-メチルフェノール（BHT）		○	○	○
13	ジベンゾチオフェン	○	○	○	
14	有機スズ化合物 [14-1] モノブチルスズ化合物（MBT）、[14-2] ジブチルスズ化合物（DBT）、 [14-3] トリブチルスズ化合物（TBT）、[14-4] モノフェニルスズ化合物（MPT）、 [14-5] ジフェニルスズ化合物（DPT）、[14-6] トリフェニルスズ化合物（TPT）	○	○	○	